

5 校内委員会の開催

校内コーディネーターは、管理職との連携のもと、全校的な支援体制を整備するために校内委員会を企画運営します。校内委員会の役割を明確化し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する具体的な支援や個別的な指導までの手順を全教職員で確認します。

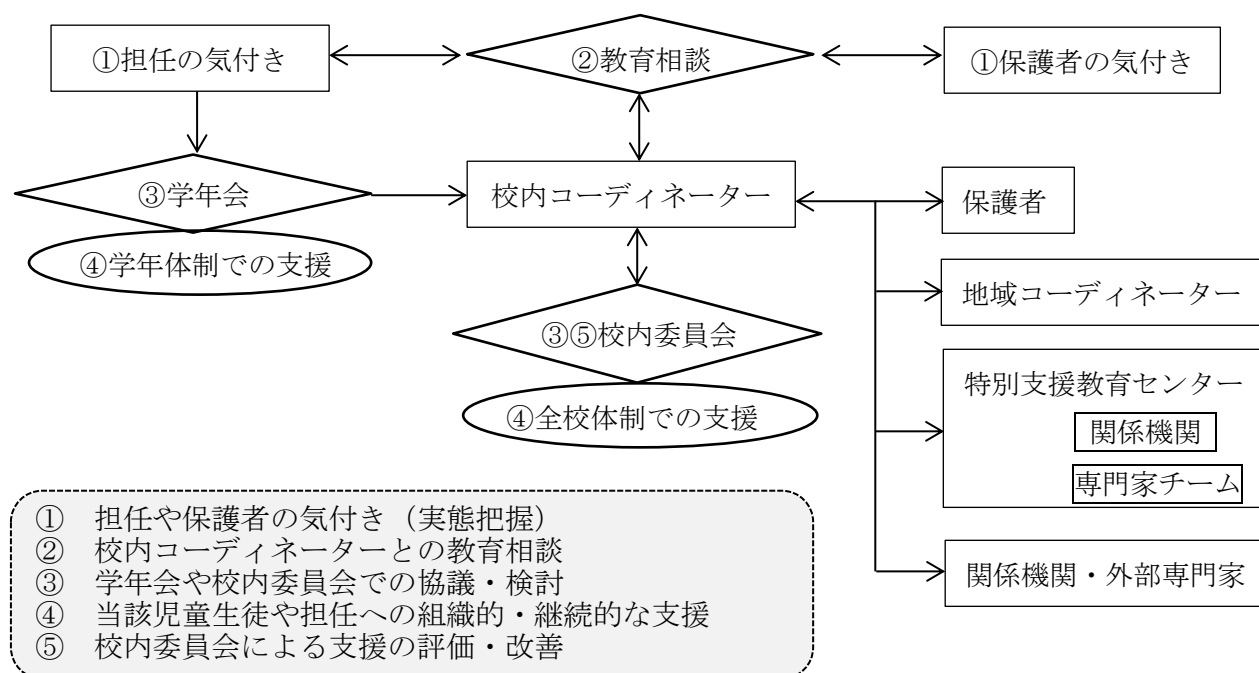
＜校内委員会の役割＞

- 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握と共通理解を行う。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒及び学級担任への支援方策を検討する。
- 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する「個別の教育支援計画」を作成する。
- 校内の関係者と連携して、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する「個別の指導計画」を作成する。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図り、そのための校内研修を推進する。
- 専門家チームによる支援の必要性の有無を検討する（発達障害等の判断を行うためだけの要請にならないように十分留意する）。
- 保護者への支援や保護者との連携のあり方について検討する。

*** これらの役割を一度でなくても、徐々に確実に進めていくことも考えられます。**

＜支援までの手順＞

実際の支援に至るまでの手順は、児童生徒の実態や学校の支援体制によっても違いがありますが、一般的には次のような手順が考えられます。



<留意点>

○ 教職員の気付きとニーズの把握

- ・学習面、行動面で気になる児童生徒への指導に悩んでいる教員への支援のために、校内コーディネーターや校内委員会が状況を把握できる体制をつくります（チェックリストや相談票等を活用した実態把握）。
- ・早急な対応が必要な場合は、機動性のある体制がとれるようにします（校内リソースの活用、事例検討会、専門機関との連携）。

○ 保護者のニーズの把握

- ・日頃から、保護者の学校へのニーズを把握しておきます。
- ・保護者には、学級担任以外にも、校内コーディネーター等による相談ができることを周知しておきます。

○ 校内リソース（資源）の把握

- ・特別支援教育や教育相談について研修を受けていたり、資格等を取得していたりする教職員の情報を把握しておきます。

<校内委員会の設置方法>

校内委員会の設置には、様々な方法があります。各学校の実情を考えて設置していくことが大切です。

- ① 新規の委員会として、新たに設置する。
- ② 既存の校内組織に、校内委員会の役割をもたせる。
例) 生徒指導委員会、教育相談委員会、校内教育支援委員会、人権教育推進委員会等
- ③ 既存の校内組織を整理統合して設置する。

* 小・中・高等学校等の校種や学校規模で校内委員会の設置状況は異なり、その名称は校内委員会、支援委員会、特別支援委員会、個別支援委員会等があります。

<校内委員会の委員>

学校の規模等にもよりますが、一般的には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、通級指導教室担当者、特別支援学級担任、養護教諭、校内コーディネーターに担任、学年主任で構成されます。また、必要に応じて地域コーディネーターや外部関係者を招へいすることも考えられます。

* 各学校の状況に応じて柔軟に構成することが大切です。

年度途中で新たに委員を加える等、必要に応じて体制づくりを工夫している学校もあります。

事例1 既存の教育相談部会に校内委員会の役割をもたせている高等学校。

1 組織

- ・教育相談部（校内コーディネーター含む）に教頭、生徒指導部1名、保健部1名、各学年1名、希望者数名を加える。

2 活動内容

- ・特別支援教育をテーマにした校内研修と校外研修についての情報提供。
- ・教育相談部会（月1回）と共催し、特別な教育的支援が必要な生徒についての情報を共有。

3 成果○と課題●

- 既存の教育相談部会に校内委員会の機能をもたせることで、協議の時間をもちやすく、無理なく活動が進められている。
- 特別支援教育をテーマにした研修会を計画的に実施することで、教職員の意識改革につながっている。
- 教員が、特別支援教育の視点で、気になる生徒の様子を見ることができるようになってきた。
- 教員が、生徒の課題となる行動の要因を考えるようになってきた。
- 事例が少ないため、他校の事例を参考にするなど、特別な教育的支援が必要な生徒に対する具体的な支援方法についての研修が必要である。
- 特別な教育的支援が必要な生徒については、単位修得に配慮や支援が必要な場合があり、教務部との連携が必要である。

（事例）特定の授業への参加率が低い生徒への支援と単位修得への配慮や支援

- アスペルガー症候群と診断された生徒
 - ・他人の気持ちを察することや行間を読むことが苦手なため、抽象的思考や想像を中心とする学習活動になると、何をしたらよいかわからず混乱してしまう。
⇒〔支援〕混乱すると机に頭を打ちつける等の行動を取るため、タイムアウトできる場所（教育相談室等）を確保。
 - ・タイムアウトにより、特定の授業への参加率が低下。授業に参加していなくても、定期考査の成績は上位。
⇒〔支援〕教務部で検討した結果、単位修得については、代替課題等の配慮を実施（視覚障害や肢体不自由の生徒にとって、参加が難しい運動があり、他の内容を設定する考え方と同様）。

<校内委員会での支援の評価>

当該生徒への支援の状況については、定期的に校内委員会で報告するとともに、全教職員への共通理解を図っておくことが大切です。学期ごとや年度ごとなど、報告の時期や場面をあらかじめ決定しておくなど、定期的に支援内容や方法についての評価を行い、必要な見直しを行います。

その際には、家庭における状況の変化など、保護者からの意見を参考にすることも重要です。

事例2 教育相談部を中心としながら、既存の校内組織を整理統合して校内委員会を設置している中学校。

1 組織

- ・ 校長、教頭、教育相談主任、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年の教育相談担当、校内コーディネーター、スクールカウンセラー
- ※ 当該生徒の担任と学年主任が参加。

2 校内委員会

- ・ 毎月第2水曜日（スクールカウンセラーの勤務日に合わせて計画）
- ※ 学期始め、学期末には、校内教育支援委員会として開催。

3 スクールカウンセラーとの連携

- ① 授業中の生徒の様子を観察
- ② 必要に応じて、生徒との面談や心理検査の実施
- ③ 事例検討会での助言（スーパーバイズ）
- ④ 研修会での講師

4 外部の関係機関との連携

- ① 地域コーディネーターの巡回訪問の活用、要請訪問の依頼
- ② 特別支援教育センターとの連携（関係機関や専門家チームへの要請）
- ③ ふれあい教育センター・SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）への要請
- ④ 市町教育委員会担当者との連携（教育支援に関する情報提供）
- ⑤ 支援の引継ぎのための年度当初、年度末の連絡会（小学校・高等学校）の開催
- ⑥ 必要に応じて、児童相談所等との連携

5 成果○と課題●

- 生徒一人ひとりへの具体的支援については、事例検討会等で検討し、校内委員会で支援の必要性や方向性を決定することで、組織的かつ効果的な取組につながっている。
「現状を報告することで、みんなで考えてくれるので、心強い。」
「校内委員会での協議資料を作成することで、課題や方針が見えてくる。」
「全教職員が、当該児童生徒について、共通理解に基づく対応ができる。」
- 記録を整理しておくことで、特に、就学先決定等の場面で市町教委との連携に有効である。
- より効果的、効率的に開催するため、資料の作成の工夫や外部の関係機関との連絡・調整が必要である。